

※ 回答は、「論点に対する回答（厚生労働省）」にまとめて記載している。

○多くの保健所では、営業許可申請を行う前に、施設基準に合致しているかなどを確認するため、保健所の窓口で事前相談することを求めている。平日の日中に保健所へ来所することは、申請者にとって大きな負担。事前相談についても、オンラインなど非対面で対応できるように、環境整備していただきたい。施設基準等もシステム上で事前チェックできるようにしていただきたい。

○現在、申請手数料は保健所の窓口納付に限られており、オンライン申請したとしても、申請手数料を納付するために、一度は保健所の窓口へ訪問する必要がある。関係府省に働きかけ、すべての手続をオンラインで行えるよう取り組んでいただきたい。

○オンライン申請した内容に不備等があった場合については、保健所への来所を求めるのではなく、全ての修正対応等をシステム上で行えるようにしていただきたい。

○申請時の資料は店舗ごとに保管するものの、紙媒体での保存は、紛失や引継ぎ漏れといった事態が起こりやすい。オンライン化することで最新の情報が、申請者と自治体双方で確認できることはメリットである。食品衛生監視員等の立ち入り検査の記録も、システム上で確認・保管できるようにしていただきたい。

○令和2年7月から「食品衛生申請等システム」の運用を一部開始しているが、このシステムを周知している自治体はごく一部であると認識。令和3年6月からの開始を周知するために、各自治体と連携して広報活動に取り組んでいただきたい。